

# 第1回 笠松町議会定例会議決結果

## (3月3日開会 19日閉会)

### 第3号議案 専決処分の承認について

平成20年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)  
補正額 454,000円  
補正後歳入歳出予算額 5,983,868,000円  
後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額補正。  
平成20年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)

補正額 454,000円  
補正後歳入歳出予算額 190,735,000円  
後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、保険料納付方法が「年金天引き」と「口座振替」の選択制になったことおよび保険料軽減措置の拡大により、該当者へのダイレクトメールやシステムの改修経費が必要となったための増額補正。

平成20年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)  
補正額 2,277,000円  
補正後歳入歳出予算額 5,986,145,000円  
電気料金の値上げによる、街路灯に係る光熱水費の増額補正。

### 第4号議案 副町長の選任同意について

任期満了となる間宮聡氏を引き続き選任

### 第5号議案 笠松町レジ袋有料化還元基金条例について

平成21年1月15日から実施している笠松町レジ袋削減(有料化)の取り組みに関する協定締結事業者から、レジ袋販売収益金の一部を寄附金として受け入れ、地球温暖化防止などの環境保全に関する活動への財源として基金に積み立てるための条例制定。

### 第6号議案 笠松町介護従事者処遇改善臨時特別基金条例について

介護従事者の処遇改善を図る目的で行われる、平成21年度の介護報酬の増額改定の趣旨などにかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から交付を受ける特例交付金を基金に積み立てるため条例制定。

### 第7号議案 笠松町中学校整備対策審議会条例の一部を改正する条例について

町生誕120年を契機に「笠松中学校新屋内運動場」について調査・審議を行う審議会であり、その審議会の担当部署を変更するための規定整備。

### 第8号議案 笠松町公民館条例の一部を改正する

### 条例について

松枝公民館 1階 集会室を「集会室1の1」「集会室1の2」として、少人数の利用にも適した部屋に区分するため、料金などの規定整備。

### 第9号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

介護納付金の賦課限度額を中間所得層の負担軽減を図るため、「9万円」から「10万円」に引き上げるもの。

### 第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

第4期介護保険事業計画期間(平成21年度から23年度まで)の保険料についての規定整備。

### 第11号議案 笠松町自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例について

平成21年4月1日から西笠松駅に有料の自転車駐車場を設置するための規定整備。

### 第12号議案 平成20年度笠松町一般会計補正予算について

補正額 △141,254,000円  
補正後歳入歳出予算額 5,865,638,000円  
かさまつ応援寄附金・社会福祉費寄附金などを基金に積み立てることに伴う積立金の増額、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計への繰出金の減額、平成20年4月からの保険制度改正により3歳から就学前の自己負担額が3割から2割になったことに伴う乳幼児医療費扶助費の減額、笠松駅バリアフリー施設改善事業で駅ホームの工法変更および設計が見直されたことに伴う鉄道事業者への補助金の減額のほか、事業費の確定および契約差金が生じたことなどに伴う減額などの補正。

### 第13号議案 平成20年度笠松町老人保健特別会計補正予算について

補正額 △26,563,000円  
補正後歳入歳出予算額 275,600,000円  
医療費(医療給付費)が見込みより減少したことに伴う減額補正。

### 第14号議案 平成20年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について

補正額 1,773,000円